

令和3・4年度

北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

(随時受付用)

- ※ 市町村統一様式を使用する場合は、付属の表紙（ファイル）もしくは、市販のA4縦型の紙ファイル（色指定なし）に申請書類を綴じ込み申請してください。
- ※ 北見市様式を使用する場合は、市販のA4縦型の紙ファイル（色指定なし）に申請書類を綴じ込み申請してください。

北見市（上下水道局を含む）における建設工事、設計等及び業務委託の競争入札参加資格審査申請の資格及び申請方法等について、次のように定めます。

1. 基本的資格要件

- (1) 北見市（上下水道局を含む）が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項又は第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者であってはなりません。
- (2) 銀行取引停止を受けている者であってはなりません。
- (3) 市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税を滞納している者であってはなりません。

2. 審査基準日

申請月の初日

3. 資格要件

建設工事、設計等及び業務委託の各業種（別表1参照）について、上記の基本的資格要件の他に、下記に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- ※ 本店以外の支店・営業所（以下「営業所等」という。）が、本店から契約締結、入札・見積、請求等について、常時権限を委任*されている場合は、当該営業所等が受任者として希望する業種の入札参加資格を受けることができます。
（※ 委任状の提出が必要となります。）

(1) 建設工事の資格要件

建設工事の資格を希望する場合には、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてからの営業年数が、2年以上であること。

※ 審査基準日において、希望する建設工事の業種に対応する建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ 希望する建設工事の業種に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、総合評定値通知書等を有していること。

※ 経営事項審査の基準日が、令和元年9月2日以降であること。【総合評定値（P点）算出の請求が必要になります。】

※ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険で、適用除外されているものを除く。）に加入していること。

ウ 総合評定値通知書等において、希望する建設工事の業種に対応する建設業の許可について年平均完成工事高があること。

※ 年平均完成工事高が「0」の場合は、対応する建設業許可を取得済みでも申請は出来ません。

※ 本店以外の営業所等で登録を希望する場合、本店で上記ア～ウの要件を満たした上で、当該営業所等が有している建設業の許可に対応する業種についてのみ申請できます。

○ 建設業の許可に対応する業種は、許可に対し1つのみ申請することができます。複数ある業種は1つだけ選択してください。

（例：とび・土工・コンクリート工事 → 一般土木、建築、道路標識設置から1つ選

択）

（2）設計等・業務委託の資格要件

設計等及び業務委託の資格を希望する場合は、共通要件として下記に掲げる要件を満たしていなければなりません。

ア 審査基準日において、希望する業種を1年以上営んでいること。

イ 審査基準日の直前1年間に、希望する業種に関して事業高（実績）があること。

※ 設計等のうち、建築設計及び測量の資格を希望する場合には、共通要件の他、下記の要件を満たしていなければなりません。

【建築設計】

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。

この場合、審査基準日において登録後1年以上経過していなければなりません。

※ 本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が建築士事務所の登録を受けていること。本店の登録のみでは、営業所等での申請はできません。

【測 量】

測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けた者であること。

この場合、審査基準日において登録後1年以上経過していなければなりません。

※ 本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が測量業の営業所の登

録を受けていること。本店の登録のみでは、営業所等での申請はできません。

※ 業務委託のうち、清掃業務及び警備業務の資格を希望する場合には、共通要件の他、下記の要件を満たしていなければなりません。

【清掃業務】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2の規定による事業の都道府県知事登録を、審査基準日において1年以上営業所単位で受けていること。

【警備業務】

警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を審査基準日において1年以上受けていること。

4. 資格要件の特例措置

(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合、企業組合等及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合については、下記のいずれかに該当するときは、各資格要件のうち営業年数に関する資格要件は、適用しません。

ア 中小企業庁が行う官公需適格組合証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

(2) 前項でいう法に基づき設立された組合等については、申請時において、構成員の複数者が各資格要件で規定する営業年数及び完成工事高（事業高）又は売上高に関する資格要件を満たしているときは、当該資格要件を満たすものとします。

5. 資格の消滅

競争入札参加資格者が、下記の各号の一に該当したときは、当該資格は消滅するものとします。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき、競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において、当該許可・免許・登録等を取り消されたとき。

(4) 審査基準日以降において、銀行取引停止を受けたとき。

6. 資格審査申請内容の変更及び追加申請について

(1) 資格の有効期間（令和3・4年度）内に、申請の内容を変更した場合には、競争入札参加資格審査申請書変更届にその変更を証する書類（登記事項証明書【コピー可】、委任状等）を添付して速やかに提出してください。

- (2) 建設業許可などの更新等による場合もその更新等を証する書類を提出してください。
特に経営事項審査においては、有効期間（経審基準日から1年7ヶ月間）に空白が生じますと入札に参加できない場合がありますので、注意してください。
- (3) 既に競争入札参加資格を有している者が、業種の追加を希望する場合には、再度申請が必要となります。
- (4) 営業所等で許可を有していることが資格要件となる業種において、本店で競争入札参加資格を有している者が受任事務所として営業所等を開設する場合は、登録内容の変更ではなく、再度申請が必要です。

7. 競争入札参加資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請期間

令和3年5月から令和5年2月までの各月の1日から15日まで
(土・日曜日・祝祭日及び年末年始の閉庁日を除く)

(2) 受付

場 所：総務部契約課（北見市役所 4階（北見市大通西3丁目1番地1））
時 間：午前8時45分～午後5時30分

(3) 資格の有効期間

申請月の翌月1日～令和5年3月31日

(4) 申請用紙及び申請方法

申請用紙は、(一社)北海道土木協会発行の市町村用統一様式または北見市様式を使用してください。北見市様式は総務部契約課及び各総合支所総務課で配布する他、ホームページに掲載します。

書類の記載方法等については、『手引き』を参照してください。
提出書類は別表2（北見市様式用）または別表3（市町村統一様式用）をご確認ください。

郵送による申請は認めておりません。必ず書類持参のうえ申請してください。

(5) 問い合わせ先

北見市 総務部 契約課 (TEL 0157-25-1242)

業 種	業種に対応する許可・登録	内 容	
建 設	一般土木	土木一式工事	土木工事で、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びP Sコンクリート工事を含みます
		とび・土工・コンクリート工事	
		石工事	
		しゅんせつ工事	
		水道施設工事	
	解体工事		
	建 築	建築一式工事	鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事をいいます
		大工工事	
		左官工事	
		とび・土工・コンクリート工事	
石工事			
タイル・れんが・ブロック工事			
鋼構造物工事			
鉄筋工事			
防水工事			
内装仕上工事			
清掃施設工事			
解体工事			
電 気	電気工事	屋内外電気設備及び幹線工事をいい、弱電工事、電気通信工事及び道路の信号機、発電設備、照明設備等も含みます	
	電気通信工事		
	消防施設工事		
工 管	管工事	室内外給排水、冷暖房、ガス、消火、空気調和、衛生設備工事をいいます	
	熱絶縁工事		
	さく井工事		
	水道施設工事		
	消防施設工事		
清掃施設工事			
舗 装	舗装工事	アスファルト舗装等の他、簡易舗装も含みます	
家具建具	ガラス工事	工作物への建具取付及びガラスを加工して取り付け工事をいいます	
	建具工事		
板金屋根	屋根工事	金属薄板等により屋根をふく工事及び金属薄板を加工して取り付ける工事をいいます	
	板金工事		
塗 装	塗装工事	一般塗装の他、道路の線引き等も含みます	
造 園	造園工事	整地、植栽等により公園、緑地等の築造をいいます	
機械器具設置	鋼構造物工事	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター等の機械器具の設置をいい、特殊大型標識を含みます	
	機械器具設置工事		
道路標識設置	とび・土工・コンクリート工事	一般路側標識の設置をいいます	
設計等	建築設計	一級建築士事務所登録	建築物の設計をいいます
		二級建築士事務所登録	
	設備設計		建築設備のみの設計をいいます
	土木設計	建設コンサルタント登録	土木施設物の設計をいいます
	測 量	測量業者登録	一般測量の他、航空測量も含みます
地質調査	地質業者登録	地質又は土質調査をいい、計測も含みます	
業務委託	技術資料作成	建設コンサルタント登録	コンピューター等を用いて工事関係の高度な技術資料を作成することをいいます。また、工事施工に支障となる家屋立木等の調査も含みます
		補償コンサルタント登録	
	道路清掃		機械器具等を使用した側溝、路面の清掃をいいます
	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定する登録	建築物の維持管理に関して衛生的な環境の確保を図る清掃等の業務をいいます
	警備業務	警備業法で規定する都道府県公安委員会の認定	警備員及び業務用機械を使用して盗難等の事故発生を警戒し、防止する業務をいいます
	情報処理業務		ソフトウェア開発、保守又は入力業務をいいます
	臨床検査業務		臨床検査業務をいいます
	企画・広告		イベントの企画・運営・広告業務をいいます
管理保守等		施設等の管理・保守業務の他、上記以外の業務をいいます	

※土木設計、地質調査及び技術資料作成については、登録の有無に関わらず申請することができます。

北見市様式用提出書類一覧（随時受付用）

別表 2

	書類名称	申請区分				説明
		建設工事 (法人)	建設工事 (個人)	委託 (法人)	委託 (個人)	
—	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書 提出書類一覧表	○	○	○	○	提出する申請書等のチェック、希望する業種を記載して提出して下さい。
—	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書受理表	○	○	○	○	
様式 1	建設工事等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	
様式 2	建設工事入札参加資格審査申請書付票	○	○			建設工事申請者のみ添付
様式 3	設計等入札参加資格審査申請書付票			○	○	設計等・業務委託申請者のみ添付
様式 4	工事（事業）経歴書	○	○	○	○	建設工事： 経営事項審査申請の際に添付した経歴書のコピー（直前2年度決算分） 設計等・業務委託： 直前1年度決算分の事業経歴
様式 5	工事経歴書集計表	○	○			建設工事申請者のみ添付
様式 6	技術者名簿	○	○	○	○	
様式 7	総合評定値通知書等のコピー	○	○			建設工事申請者のみ添付※P点が記載されているもの
様式 8	（本籍地の）市区町村長発行の身分証明書※1		○		○	個人事業者のみ添付（コピー可）
様式 9	登記事項証明書※1	○		○		法人のみ添付（コピー可）
様式 10	許可・登録証明書	○	○	○	○	・建設業の許可通知書及び許可申請書（営業所一覧表）のコピー ・測量業者、建築士事務所登録通知書のコピー ・その他申請する業種に対応する許可等を証する書類のコピー （※許可等の必要がない職種については、提出する必要はありません。）
その他	特定関係調書	○	○	○	○	本市の競争入札参加資格審査申請者間において、資本関係又は人的関係にある者について記載
	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	
	委任状	○		○		本店以外の支店又は営業所等で北見市に登録を希望される場合は、本店から支店又は営業所等への委任状が必要となります。（※希望される方のみ）
	・国税納税証明書※2 及び ・市（区）町村税等納税証明書※2 ※両証明書ともコピー可	○	○	○	○	国税： 消費税及び地方消費税の納税証明書 様式その3（未納の税額がないことの証明） （法人は様式その3の3、個人は様式その3の2でも可） 市（区）町村税等： 本店所在地の市（区）町村（特別区にあっては都税事務所）が発行する納税証明書（課税されている全税目に滞納が無いことが確認できる証明書）
	準市内業者認定に係る申請書類 1. 準市内業者登録申請書（様式1） 2. 支店等の外観及び内観の写真（様式2） 3. 支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類 4. 支店等の法人市民税の納税証明書※2					申請を希望する方のみ 本店以外の北見市内に所在する支店又は営業所等で登録を希望し、準市内業者の認定を受けようとする場合は、申請が必要です。 ※準市内認定の納税証明書については、直近事業年度分について税額表示があるもので、原本又はコピーのいずれかを提出してください。

※1：証明書等は、申請時3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※2：納税証明書等は、審査基準日以降に発行されたものを提出してください。

○市販のA4縦型の紙ファイル（色指定なし）に申請書類を綴じ込んで申請してください。

市町村統一様式用提出書類一覧（随時受付用）

別表 3

	書類名称	申請区分				説明
		建設工事(法人)	建設工事(個人)	委託(法人)	委託(個人)	
—	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書 提出書類一覧表	○	○	○	○	提出する申請書等のチェック、希望する業種を記載して提出して下さい。
—	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書受理表	○	○	○	○	
様式 1	建設工事等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	
様式 2	総合評定値通知書等のコピー	○	○			建設工事申請者のみ添付※P点が記載されているもの
様式 3	工事（事業）経歴書	○	○	○	○	建設工事： 経営事項審査申請の際に添付した経歴書のコピー（直前2年度決算分） 設計等・業務委託： 直前1年度決算分の事業経歴
様式3の2	工事経歴書集計表	○	○			建設工事申請者のみ添付
様式 4	技術者名簿	○	○	○	○	
様式 5	（本籍地の）市区町村長発行の身分証明書※1		○		○	個人事業者のみ添付（コピー可）
様式 6	登記事項証明書※1	○		○		法人のみ添付（コピー可）
様式 7	許可・登録証明書	○	○	○	○	・建設業の許可通知書及び許可申請書（営業所一覧表）のコピー ・測量業者、建築士事務所登録通知書のコピー ・その他申請する業種に対応する許可等を証する書類のコピー （※許可等の必要がない職種については、提出する必要はありません。）
様式 9	建設工事入札参加資格審査申請書付票	○	○			建設工事申請者のみ添付
様式10	設計等入札参加資格審査申請書付票			○	○	設計等・業務委託申請者のみ添付
その他	特定関係調査書	○	○	○	○	本市の競争入札参加資格審査申請者間において、資本関係又は人的関係にある者について記載
	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	
	委任状	○		○		本店以外の支店又は営業所等で北見市に登録を希望される場合は、本店から支店又は営業所等への委任状が必要となります。（※希望される方のみ）
	・国税納税証明書※2 及び ・市(区)町村税等納税証明書※2	○	○	○	○	国税： 消費税及び地方消費税の納税証明書 様式その3（未納の税額がないことの証明） （法人は様式その3の3、個人は様式その3の2でも可） 市(区)町村税等： 本店所在地の市(区)町村（特別区にあつては都税事務所）が発行する納税証明書（課税されている全税目に滞納が無いことが確認できる証明書）
	※両証明書ともコピー可					
	準市内業者認定に係る申請書類 1. 準市内業者登録申請書（様式1） 2. 支店等の外観及び内観の写真（様式2） 3. 支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類 4. 支店等の法人市民税の納税証明書※2	申請を希望する方のみ				本店以外の北見市内に所在する支店又は営業所等で登録を希望し、準市内業者の認定を受けようとする場合は、申請が必要です。 ※準市内認定の納税証明書については、直近事業年度分について税額表示があるもので、原本又はコピーのいずれかを提出してください。

※1：証明書等は、申請時3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※2：納税証明書等は、**審査基準日**以降に発行されたものを提出してください。

○『様式8』は提出不要です。